

新旧対照表（千葉市国民健康保険条例の一部改正）

千葉市国民健康保険条例（昭和61年千葉市条例第10号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
目次（略）	目次（略）
第1条～第5条（略）	第1条～第5条（略）
（出産育児一時金）	（出産育児一時金）
第6条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として <u>408,000円</u> を支給する。ただし、規則で定める場合においては、 <u>408,000円</u> に12,000円を加算して支給する。	第6条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として <u>488,000円</u> を支給する。ただし、規則で定める場合においては、 <u>488,000円</u> に12,000円を加算して支給する。
2（略）	2（略）
以下（略）	以下（略）

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- この条例は、令和5年4月1日から施行する。
- この条例による改正後の第6条第1項の規定は、令和5年4月1日以後の出産に係る出産育児一時金について適用し、同日前の出産に係る出産育児一時金については、なお従前の例による。